

(仮称)文化芸術に関する条例(原案)に対する  
ご意見の内容と市の考え方

(仮称)文化芸術に関する条例の制定にあたり、案を公表し、パブリック・コメントを実施した結果、6件のご意見をいただきました。いただきましたご意見と、ご意見に対する市の考え方を次のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

1 意見募集の期間

令和3年11月3日(水曜日)～令和3年12月2日(木曜日)まで

2 意見提出状況

(1) 提出者 2名

(2) 意見件数 6件

(3) 意見提出方法の内訳

提出方法	件数
窓口持参によるもの	0件
郵送によるもの	0件
意見提出箱によるもの	0件
ファックスによるもの	1件
Eメールによるもの	1件

問い合わせ先

教育部生涯学習課生涯学習担当

電話：048-984-3563(直通)

ファックス：048-981-5392

### 3 ご意見とご意見に対する市の考え方

	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>意見1：パブリックコメントの依頼資料からは条例の必要性が具体的に分かりませんでした。また、市のHPの目次から見る限りに於いては、市の文化芸術活動が全体的に見渡せて、何々の活動が行われており、どのような課題に直面しているのかが分かりませんでした。従って、現時点では条例は不要であり、市民が文化芸術活動の全貌を理解できるようにすることが先決だと考えます。</p> <p>意見2：「(市民の役割) 第5条 市民は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、その多様な文化芸術活動を相互に理解し、尊重しあうよう努めるものとする。」は、市民に文化芸術活動を行う役割を負わせていると受け取れます。文化芸術に興味・関心の無い市民もいますので自由及び多様性の尊重の観点からも(市民の役割)は規定すべきではないと考えます。</p> <p>意見3：原案では計画は規定されていますが、活動及びその評価(含む費用対効果)・フィードバックの公表についての規定がありません。PDCAが回り、その状況を市民がタイムリー且つ分かり易く把握できる条例にするべきと考えます。なお、計画も含めて第3条7との関係が具体的に分かるような公表内容にすることが特に重要だと考えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>意見1につきましては、条例の原案作成に当たり、文化芸術活動を行っている団体や、公民館などの公共施設を利用されている方々、また社会教育委員の皆様からご意見を伺い、課題を抽出してまいりました。課題として、文化芸術活動を行っている団体の高齢化や、文化芸術に触れる機会の確保等があげられますが、条例にお示しする基本理念に基づいた取組みが、課題の解消とさらなる文化芸術活動の推進に繋がるものと考えております。</p> <p>意見2につきましては、第5条の規定が市民の皆さまにとって負担とならないよう、第3条において、まずは「市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない」と定めさせていただいております。主体は文化芸術活動を行っている方々であり、それを後押しするため、責務や役割の規定を設けております。</p> <p>意見3及び意見4につきましては、計画の評価は審議会に行ってください、その内容及び審議委員の公表につきましては、吉川市市民参画条例に基づき、実施してまいります。また、基本理念の第3条第7項との関係、文化芸術がどのように活用されたかにつきましては、審議会での評価項目</p>

	<p>意見 4：審議会はあって良いとは思いますが、意見 3 で述べた計画以外の情報が審議会内に閉じて、詳細内容をタイムリーに市民が把握できないような制度にならない条文が必要を考えます。また、審議会委員はネット検索すればどういう人物かが分かる人物か、市 HP にプロフィールを掲載すべきと考えますので、審議会委員の情報に関する条文も必要と考えます。</p> <p>意見 5：第 9 条へは、「教育長は定めた内容を速やか（事後は不可）に公表する」旨を追記すべきと考えます。</p>	<p>と考えておりますので、計画及びその評価と合わせて、ご覧になる方々が分かり易くご理解いただけるよう努めてまいります。</p> <p>意見 5 につきましては、吉川市教育委員会公告式規則に基づき、適切に行ってまいります。なお、同事項につきましては「教育委員会が別に定める」に変更を予定しております。</p>
2	<p>審議会の委員について（再任をなるべく減らし募集する、広報にて）</p> <p>文化芸術団体の関係者とは、教育委員会の先生方が選んでいらっしゃるのですか？団体でなくて、個人にして良いと思います。そして、募集をしていただきたいです。可能性や新しい考え、視野が広がります。</p> <p>現在無名な方ですが、芸術に尊けている、又は将来性がある人たちはおられると思います。その方々を伸ばしていこうと思われる委員の方が必要です。</p> <p>一例ですが、先日草加市国際ハープフェスティバル 2021 が開催されました。30 年前に一人のハープ奏者の方が始められました。草加市を国際的にも認められる芸術ハープの街とされた様です。小さな一歩から、失敗もあるかもしれませんが、又、試行錯誤の中から、吉川も特徴ある街、発展してもらいたいと思っています。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>文化芸術団体の関係者とは、吉川市で文化芸術活動を行っている団体の集まりである、吉川市文化連盟に委員の推薦を依頼させていただきたいと考えております。</p> <p>一方で、そういった団体に所属されていない方のご意見も貴重であると考えますので、いただいたご意見も踏まえ、募集の際は公募委員の枠を設け、幅広くご意見をいただきながら、吉川市を特徴ある街に発展できるよう努めてまいります。</p>

	(1) 文化芸術関係団体の関係者又は個人	
--	----------------------	--